

○ 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（特定社員登録の申請手続）            第四条 「略」</p> <p>2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。            「一・二 略」            「号を削る。」</p> <p>三  「略」            四  「略」            五  「略」            六  「略」</p>	<p>（特定社員登録の申請手続）            第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>三  「一・二 同上」            四  戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書            「同上」            五  「同上」            六  「同上」            七  「同上」</p>

備考 表中の「|」の記載は注記である。